



泉佐市政第551号
令和元年5月17日

総務大臣
石田 真敏 様

泉佐野市長 千代松 大耕



ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する質問書

標記の件について、令和元年5月14日付け総税市第13号「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について」の内容に関して、以下の質問に対して令和元年5月24日（金）午後3時までにご回答いただきますようお願いいたします。

質問事項

1. 法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する団体として認められないこと等から、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定をしないことについて、以下について回答を求めます。

- (1) 上記につき、平成31年総務省告示第179号第2条第3号に規定される「趣旨に反する」という事項に抵触したとの判断かと思われませんが、泉佐野市が「趣旨に反する」にあたいするという具体的な根拠をお示しください。
- (2) 「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」とありますが、泉佐野市が他の地方団体に多大な影響を及ぼしたということについて、具体的な根拠をお示しください。

○平成31年総務省告示第179号第1条

「この告示は、ふるさと納税制度が、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めるものとする。」

○平成31年総務省告示第179号第2条第3号

「平成三十年十一月一日から法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書を提出する日までの間に、前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。」